

料金後納
郵便

親展



年金に関する大切なお知らせ

差出人  **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service

開封前にあて名をご確認ください。
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

2609 1018 039

繰下げ見込額のお知らせ

老齢年金を請求されていない方へ、毎年、誕生月時点まで繰り下げた場合の年金見込額等をお知らせしています。

■ 年金見込額（年額）

年金種別	受給権発生年齢	① 受給権発生年齢時点の年金見込額	② 歳時点の年金見込額(繰下げ請求)
老齢厚生年金	歳	a 基本額 円	c 基本額 円 d 繰下げ加算額 円
老齢基礎年金	歳	b 基本額 円	e 基本額 円 f 繰下げ加算額 円
合計額		(a+b) 円	(c+d+e+f) 円
上記合計額から在職による支給停止となる額		円	円

(注1) 上記の金額は 令和 年 月 時点の年金記録（下表）の期間に基づき算出しています。

国民年金	厚生年金(船員倉)	公務員共済	私学共済	合計
月	月	月	月	月

(注2) 生計維持関係にある配偶者等がいる場合に加算される加給年金や振替加算の支給等により、実際に受け取れる金額は見込額と異なることがあります。また、厚生年金基金から支給される金額は含まれておりません。

年金の受給開始時期は自由に選択できます

老齢年金は、66歳から75歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。また、繰下げ受給を選択せず、年金の受給権発生時にさかのぼって過去分の年金を一括して受け取ることもできます。お知らせの内容をご確認いただき、お客様が希望する時期に繰下げ請求、または受給権発生時にさかのぼって請求を行ってください。
66歳以前に、遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合は、繰下げ受給はできません。ただし「障害基礎年金のみ」を受ける権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給ができます。

お客様の基礎年金番号

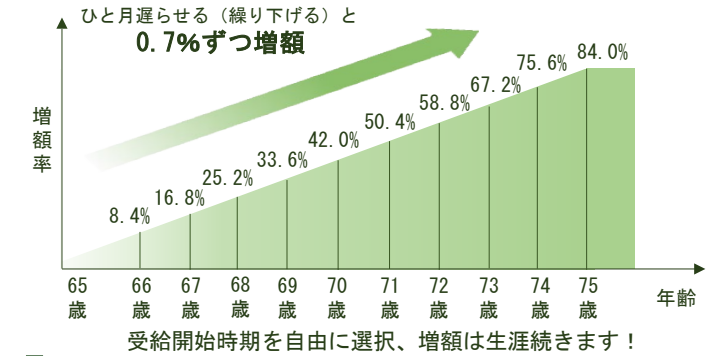
※ 裏面の「年金請求時の留意点」もご確認ください。

老齢年金を繰下げ受給する場合

○老齢年金は、繰下げ受給の開始時期を66歳から75歳までの月単位で選択できます。受給開始時期をひと月遅らせる（繰り下げる）ごとに0.7%ずつ増額します。

○誕生月時点まで繰り下げた場合の年金見込額は、左表の②の金額となります。75歳まで繰り下げると最大84%の増額となります。また、老齢基礎年金と老齢厚生年金で受給開始時期を変えることもできます。

○繰下げ受給は、75歳までの希望した時期に手続きを行うことにより、請求した月の翌月分から、繰下げ増額された年金を生涯にわたって受け取ることができます。



老齢年金をさかのぼって受給する場合

○繰下げ受給を選択せず、年金の受給権発生時から請求するまでの過去分の年金を一括して受け取ることができます。この場合の1年間の年金見込額は、左表の①の金額となります。

○また、受給権発生時から5年以上経過後に年金を請求する場合は、請求の5年前の日時点で繰下げ申出したものとみなし、増額した年金を一括して受け取ることとなります。ただし、請求の5年前の日以前から遺族年金や障害年金を受け取る権利がある場合は、増額されることがあります。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

「繰下げ見込額のお知らせ」の詳しい説明はホームページで

繰下げ請求の制度内容や手続きについてもホームページで確認できます。

■ 二次元コードからアクセス



■ 検索またはURLを入力してアクセス

老齢年金 繰下げ請求 
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kurisage.html>

お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号または個人番号がわかるものをご用意ください

年金の一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

ねんきん
ダイヤル



0570-05-1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) 03-6700-1165

受付時間

月曜日^{※1} 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日^{※2} 9:30～16:00

^{※1} 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

^{※2} 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

年金事務所等での対面の相談をご希望の場合は「窓口相談」をご利用ください

「窓口相談」
の予約電話



0570-05-4890

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) 03-6631-7521

受付時間

月曜日～金曜日^{※3} 8:30～17:15

^{※3} 土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。
- 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

⚠️「日本年金機構」をかたる詐欺にご注意ください。

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。
また、手数料などの金銭を求めることもありません。不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

年金請求時の留意点

年金を請求する場合は、以下の留意点をご確認ください。

⚠️ 繰下げ請求する場合

- 老齢厚生年金を繰り下げる場合は、受取開始までの期間は加給年金は支給されず、繰下げによる加給年金額の増額はありません。
- 老齢基礎年金を繰り下げる場合は、受取開始までの期間は振替加算は支給されず、繰下げによる振替加算額の増額はありません。
- 66歳に到達した日後に遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、その時点以降は引き続き繰り下げて年金を増額することはできません。
- 繰下げ待機期間中に、在職老齢年金制度により支給停止される額に相当する部分は、繰下げ加算額の計算に含まれません。
- 老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰下げ待機期間中は、低年金者に支給される年金生活者支援給付金は支給されません。
- 繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。
- 共済組合等の加入により、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合は、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方が、老齢厚生年金の繰下げ請求を希望する場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。
《企業年金連合会の連絡先》 0570-02-2666
(050から始まる電話でおかけになる場合) 03-5777-2666

⚠️ さかのぼって請求する場合

- 70歳到達後に請求する場合、原則として請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなされます。（特例的な繰下げみなし増額制度）
- 請求の5年前の日以前から遺族年金や障害年金を受け取る権利がある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されません。この場合において、請求から5年以上前の年金は、時効により受け取ることができなくなります。
- 現在在職されている方も、請求の手続きを行っていただくことにより年金を受け取ることができます。ただし、給与の額などに応じて年金受取額の減額が行われる場合があります。
- 過去分の年金を一括して受け取ることにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金、受給した年金生活者支援給付金に影響する場合があります。

年金請求の手続きの流れ

年金の受け取りを希望する方は、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで年金請求の手続きを行ってください。
※ 郵送での手続きも可能です。手続き方法にご不明な点がある場合は、ねんきんダイヤルや日本年金機構ホームページをご覧ください。

① 予約受付専用電話で、ご希望の年金事務所等と相談日を予約

② 相談日までに手続きに必要な書類を準備

③ 年金事務所または街角の年金相談センターに相談
年金請求書に必要事項を記入して提出

④ 日本年金機構から送付された年金証書
（または支給額変更通知書）を受領
※ 手続きから1～2カ月後に送付します。

⑤ 年金証書（または支給額変更通知書）がお手元に届いてから、
1～2カ月後に年金の受け取りが開始

年金見込額(年額)欄の表示について

年金記録の状況により、年金見込額が算出できない場合があります。その場合、年金見込額(年額)欄には、「*」が表示されます。また、年金の受給権がない場合やすでに年金を受給されている場合は「-」が表示されます。

※ 右のマークは音声コードです。
目の不自由な方にお知らせの内容に関する情報を音声でご案内します。

